

業務管理体制の整備について

介護保険法改正により、事業者には法令遵守等の業務管理体制の整備が**義務付け**られています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

1. 事業者が整備する業務管理体制

1 介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

（業務管理体制整備の内容）



【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※2）	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

（※1）事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。（みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。）

（※2）指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。（届出先は、都道府県知事）

1

2. 業務管理体制

（1）業務管理体制整備の目的

指定取消事案などの不正行為の未然防止

（2）業務管理体制の整備の主体

業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するもの

（3）業務管理体制の内容

外形的な体制（法令遵守責任者の選任、マニュアルの整備 等）だけでなく、事業者内において法令等遵守をどのように周知させ実行しているかのプロセスを整備することを業務管理体制の整備という。

3. 業務管理体制を構築するプロセス

<イメージ>

法令等遵守方針(基本方針)の策定 → 法令等遵守規程(行動の基準)や法令遵守マニュアル(内部規定)や法令遵守プログラム(実践計画)の策定 → 計画等に沿って体制整備・業務実施 → 実施状況の把握・評価 → 評価を踏まえて改善計画等の策定

(1) 方針の策定

事業者の「経営(運営)方針」に則り、法令遵守に係る基本方針を定める。

(2) 法令遵守等統括部門の整備

- ① 法人全体の法令等遵守の徹底を図るためには、散在する法令等遵守に関する情報を一元的に収集、管理、分析、検討して、その結果に基づき適切な方策等を講じることが必要不可欠です。そのため、一定以上の規模がある法人については、法令等遵守の担当部門、小規模な事業所では法令遵守担当者を配置するなどし、そこに役割や権限を与えて取り組んでいくことが求められます。
- ② また、法令遵守責任者を中心に法令遵守の担当部門(担当者)は事業担当部門や事業所等に対し、遵守すべき関係法令等、内部規程(法令遵守規定、法令遵守マニュアル等)を周知させ、遵守させる実効性のある体制をとる。

(3) 法令遵守規定の整備

「法令遵守規程」に定める事項の例(参考)

- ①趣旨又は目的に係る規定
- ②法令遵守体制に係る規定
法令遵守責任者の配置、法人(本部等)における法令遵守体制、事業所における法令遵守体制、法令遵守責任者や各職員の役割、責務等)
- ③教育や研修体制等、学習や周知に係る規定
- ④法令遵守に係る確認・対応等に係る規定
運営基準等の適合状況、給付費の請求等に係る確認方法、違反確認時の対応(連絡、報告、記録の方法)等)
- ⑤評価・改善活動の規定
各種監査結果、各種調査結果等全ての法令等遵守の状況に関する情報に基づき、法令等遵守の状況を分析し、実効性の評価を行った上で、体制上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討すると共に、その原因を適切に検証する。
また、分析・評価結果に基づき、必要に応じ改善計画を策定・実施する。

4. 業務管理体制の検査

【検査の目的】

- 指定取消事案などの不正行為の未然防止。
- 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。

(1) 業務管理体制の一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的（本県では、概ね6年に1回）に実施する

<実施方法>

県から調査票を送付し、それに答える（書面）で検査を受ける。

外形的な部分（法令遵守責任者がいるか、マニュアルがあるか等）のみに着眼するのではなく、事業者内において法令等遵守をどのように周知させ実行しているか、そのプロセス、本質的な部分（例えば、①経営者（トップ）の意識、②法令等遵守を履行するための取り組み、③自己評価の方法等）を確認する

<結果の通知>

基本的には、結果は文書で行うが、期限までに回答が無い場合や適切に業務管理体制が整備されていない場合には、実地指導又は監査を実施する場合もある。

(2) 特別検査

指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施し、法令違反を防ぐための体制が取られていたかどうか（組織的関与の有無）等を検証し、連座制の適用判断等を行う。

5. 業務管理体制の整備に関する届出システムの運用について

令和5年3月より、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、電子申請等による届出が可能となりました。

（業務管理システムの整備に関する届出システム）

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

※最初の利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要になりますので、システムにアクセス後、必要な手続きを行ってください。

※届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能です。